

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正かつ効率的な企業活動を通じて、株主様、お客様、お取引先様、地域社会、従業員等の各ステークホルダーから信頼され、かつ国際社会の中でさらなる貢献をして、持続的に発展していく企業であり続けたいと考えています。その実現のためにはコーポレートガバナンスの継続的な向上が不可欠であると認識し、経営の最重要課題の一つとして様々な施策に積極的に取り組んでいます。

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の趣旨を踏まえ、今後も、株主の権利・平等性の確保、取締役会及び監査役会の実効性の確保、内部統制システムの充実等に継続して努めてまいります。また、ステークホルダーや社会から一層のご信頼をいただけるよう、法令や規則が定める情報の迅速、正確かつ公平な開示を行うほか、当社に対するご理解を深めていただくために有益と判断する情報の積極的な開示にも努め、企業の透明性をさらに高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4. 政策保有株式】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、事業機会の創出、業務提携、安定的な取引・協力関係の構築、維持、強化等に資すると判断する場合、取引先等の株式を保有します。

個別の政策保有株式の保有の適否は、毎年、取締役会で検証します。保有に伴う便益やリスク等について、取引の性質や規模等に加え、企業価値向上等の定性面や、資本コストとの比較等の定量面の判断基準を設けて総合的に判断し、売却対象とした銘柄は縮減を進めます。

政策保有株式に係る議決権の行使は、投資先企業の経営方針を尊重したうえで、投資先企業の経営状況や、中長期的な企業価値の向上に資するか、また、株主価値を毀損する議案ではないかという観点から議案毎に判断します。特に留意する議案としては、買収防衛策導入、事業再編、業績悪化が継続している場合の取締役選任に関する議案等を想定しています。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社の取締役及び監査役が他の会社の役員を兼務する場合は取締役会の事前の承認を要することとしております。

当社と取締役との利益相反取引については取締役会の事前の承認を要することとし、また、当該取引について重要な事実を取締役に報告することにより、取締役会は適切に監視しております。

なお、関連当事者との取引は、適用ある法令、規則及び会計基準に従って適切に開示しております。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の適切な運用を図るために、財務部門、人事部門、監査部門の管掌役員や部門長等の適切な資質を持った人員で構成する年金運用委員会を設置しております。同委員会は、運用機関等から意見を聴取した上で、運用状況の定期的なモニタリングを行い、年金資産の運用方針の決定、運用受託機関の選定、投資商品や資産構成割合の見直し等を行っております。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループは、「消費者の立場になって価値ある製品を作ろう」を社是の第一に掲げてきました。今後もお客様に喜ばれる真の価値ある製品づくりに努めてまいります。

「小さなクルマ、大きな未来。」をスローガンに、お客様の求める小さなクルマづくり、地球環境にやさしい製品づくりに邁進いたします。あらゆる面で「小さく・少なく・軽く・短く・美しく」を徹底し、ムダのない効率的な健全経営に取り組んでまいります。

- 社是
- 一. 消費者の立場になって価値ある製品を作ろう
 - 二. 協力一致清新な会社を建設しよう
 - 三. 自己の向上につとめ常に意欲的に前進しよう

なお、当社は、2021年2月24日に新中期計画(2021年4月～2026年3月)～「小・少・軽・短・美」を発表いたしました。当社ホームページの以下のURLよりご参照いただけます。

< 日本語 > <https://www.suzuki.co.jp/ir/library/forinvestor/pdf/plan2021.pdf>

< 英語 > <https://www.globalsuzuki.com/ir/library/financialpresentation/pdf/2020/plan.pdf>

(ii) コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
上記「1. 基本的な考え方」に記載しておりますのでご参照下さい。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営に係る事項【取締役報酬関係】に記載していますのでご参照下さい。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者は、各分野における豊富な経験・知識、経営者としての能力・資質、グローバル経営における広角的な視野を有すること等を選任基準としております。

社外取締役となる取締役候補者は、広範な知識と経験、出身分野における十分な実績を有し、また、経営の監督機能をより強化するために当社の「社外役員の独立性基準」を満たす者を候補者としております。

監査役候補者は、会計の監査を含む当社の業務全般の監査面における高度の知識・技能を有すること等を選任基準としております。

社外監査役となる監査役候補者は、財務、会計、技術、法務等における高い専門知識、豊富な経験を有し、また、監査体制の中立性をより強化するために当社の社外役員の独立性基準を満たす者を候補者としております。

取締役及び監査役候補者ともに、社内出身者か否か、また、性別、国籍等は問わないこととしております。

取締役及び監査役候補者案は、委員の過半数を社外取締役とする人事・報酬等委員会において適任性を審議し、その結果を踏まえて、監査役候補者については監査役会の同意を得たうえで、取締役会が株主総会で選任議案として付議する候補者を決定することとしております。

また、上級の執行役員につきましても人事・報酬等委員会において適任性を審議し、その結果を踏まえて、取締役会で選任しております。

なお、取締役や執行役員に法令違反等があった場合その他解職・解任すべき事情が生じた場合には、取締役会で解職・解任の決議（取締役の解任は株主総会議案の決議）をします。

(v)取締役・監査役候補者の指名についての説明

株主総会招集通知の参考書類（取締役及び監査役の選任議案）において開示しております。

なお、2021年6月25日に開催した当社第155回定時株主総会招集通知は当社ホームページの以下のURLよりご参照いただけます。

< 日本語 > <https://www.suzuki.co.jp/ir/stock/pdf/convocation155.pdf>

< 英 訳 > <https://www.globalsuzuki.com/ir/stock/toShareholders/pdf/2021/convocation155.pdf>

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、法令・定款で定められた事項を含め、決議事項を明確にしております。また、執行役員制度を導入するとともに、適宜、組織編成を見直す等、機動的な業務執行と責任体制の明確化を図っており、社内規程により、業務執行を行う取締役や執行役員等が判断できる基準を定めております。

なお、経営上の重要課題・対策を迅速に審議、決定するために、代表取締役及び関係役員等が出席する経営会議を定期的かつ必要に応じ随時開催しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準】

本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1 機関構成・組織運営に係る事項【独立役員関係】」に記載していますのでご参照下さい。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会のバランス・多様性・規模に関する考え方】

取締役会は、十分な議論を尽くし、合理的かつ機動的な意思決定を行うために適正な規模とし、また、当社の経営戦略やESGを含む直面する課題等を踏まえて知識・経験・能力・実績・多様性等、全体のバランスを考慮した構成としています。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼務する場合の開示】

毎年、株主総会招集通知の事業報告（取締役及び監査役の状況）において開示しております。

なお、2021年6月25日に開催した当社第155回定時株主総会招集通知は当社ホームページの以下のURLよりご参照いただけます。

< 日本語 > <https://www.suzuki.co.jp/ir/stock/pdf/convocation155.pdf>

< 英 訳 > <https://www.globalsuzuki.com/ir/stock/toShareholders/pdf/2021/convocation155.pdf>

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性評価】

取締役会の更なる実効性向上のために分析・評価を実施しました。その概要は以下のとおりです。

(1) 実施方法

取締役及び監査役を対象に、取締役会の資料や審議時間・審議の進行、意思決定や監督等の在り方に関するアンケートを実施し、その結果を取締役に報告しました。

(2) 結果の概要

取締役会においては取締役及び監査役の積極的な発言により建設的な議論がなされているとの評価がされる一方で、中期経営計画の進捗の監督、サステナビリティ/ESG課題の議論、社外取締役・社外監査役に対する説明、審議時間の時間配分や資料の改善等についての指摘がありました。

それらの改善に取り組むと共に、評価を継続的に実施し、取締役会の実効性を更に向上してまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役及び監査役がそれぞれの役割・責務等に関する理解を深めるための研修を実施します。この研修には、原則として取締役及び監査役が同時に参加して、互いの役割・責務等について共有を図る機会とします。

新任の社外取締役及び社外監査役に対しては、就任時に、当社の経営理念、事業内容、財務、組織等に関する説明を行います。また、社内の役職員との面談、経営・業務執行に関する各種会議や工場視察への出席等により、当社についての理解を深める機会を設けます。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、中長期的な視点での株主と建設的な対話により株主の関心や懸念を把握することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると考え、株主との対話の促進に努めています。株主との建設的な対話を促進するための方針は、次のとおりです。

1. IR担当

- ・株主等との対話は、経営企画室を主管部門とし、経営企画担当役員が統括する。IR窓口は、東京及び本社にそれぞれ設置する。
- ・株主等との対話には、株主の希望や主な関心事項を踏まえて合理的な範囲で対応することとし、応対者については合理的な範囲で取締役や的確に説明ができる知識・経験を有する上位の役職者が臨むことを基本とする。

2. 関係部門との連携

経営企画室は、株主等との対話のテーマにより、関連部門と事前に検討・認識の共有を図り、資料の準備等を行う。

3. 対話の手段

個別面談のほか、証券アナリスト・機関投資家向けの四半期毎の決算説明会、国内外でのインベスターズ・カンファレンス、IRイベント

(新車発表会、工場見学会、技術説明会等)を随時、実施する。また、当社のホームページに掲載するIR関連資料(英訳を含む)の充実を図る。

4. フィードバック

株主等との面談で得られた意見、関心、懸念等は、適宜、経営陣に報告し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に活かす。

5. インサイダー情報の管理

- ・インサイダー情報が外部に漏えいしないよう管理を徹底する。
- ・決算発表前1ヵ月間程度のサイレント期間(沈黙期間)を設け、株主等との決算情報に関する対話を制限する。
- ・株主等との対話に際しては、相互監視の観点から、原則として複数名で対応する。

6. 公平な情報開示

投資家、証券アナリスト等、取引関係者への情報開示に際しては、金融商品取引法に定められたフェア・ディスクロージャー・ルールを遵守する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	52,404,600	10.79
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	24,508,200	5.05
トヨタ自動車株式会社	24,000,000	4.94
東京海上日動火災保険株式会社	17,961,766	3.70
株式会社三菱UFJ銀行	16,000,858	3.30
株式会社りそな銀行	13,000,000	2.68
株式会社静岡銀行	11,600,723	2.39
ジェービー モルガン チェース バンク 385632	8,415,751	1.73
損害保険ジャパン株式会社	7,761,500	1.60
日本製鉄株式会社	7,759,531	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

大株主の状況についての補足説明は次のとおりです。

- (1) 大株主の状況は2021年3月31日現在のものです。
- (2) 上記のほか、当社が所有している自己株式5,459,959株があります。
- (3) 野村アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者は、2020年7月20日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)によると、2020年7月15日現在で28,177,674株を所有しています。当該報告書におけるそれぞれの会社の所有株式数は以下のとおりですが、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況に含めていません。
野村アセットマネジメント株式会社: 27,196,200株
ノムラ インターナショナル ビーエルシー: 981,474株
- (4) 三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者は、2020年12月21日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)によると、2020年12月15日現在で32,222,340株を所有しています。当該報告書におけるそれぞれの会社の所有株式数は以下のとおりですが、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況に含めていません。
三井住友信託銀行株式会社: 5,500,000株
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社: 14,433,094株
日興アセットマネジメント株式会社: 12,289,246株
- (5) 株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者は、2021年1月8日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)によると、2020年12月28日現在で35,430,562株を所有しています。当該報告書におけるそれぞれの会社の所有株式数は以下のとおりですが、このうち、株式会社三菱UFJ銀行を除く4社については、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況に含めていません。
株式会社三菱UFJ銀行: 16,000,858株
三菱UFJ信託銀行株式会社: 9,776,100株
三菱UFJ国際投信株式会社: 5,529,100株
MUFGセキュリティーズEMEA: 2,900,000株
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社: 1,224,504株

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、日本国内において上場子会社は有しておらず、海外に上場子会社2社を有しています。子会社とは、当社グループ全体としての持続的成長・企業価値向上の観点から必要な連携を保ちつつ、その独立性を尊重しています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川村 修	他の会社の出身者								○			
堂道秀明	他の会社の出身者											
加藤百合子	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

川村 修	○	川村修氏は、株式会社シャンソン化粧品及び同社のグループ会社の代表取締役です。当社グループは、同社グループから管理機器の購入や同社所有ビルの屋上の一部賃借等をしていますが、直近事業年度における当社グループからの年間支払額は、同社グループの年間売上高及び当社グループの連結売上高の0.1%未満であり、同氏の独立性に問題はないと判断しています。	<選任の理由> 化粧品事業等の企業経営に長年携わり、経営の専門家としての豊富な経験と知見を有しています。また、女性の社会進出支援や環境に優しい品質重視のモノづくり、さらにはSDGsに事業活動を通じて積極的に取り組まれています。かかる経験と知見に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。 <独立役員に指定した理由> 東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた当社の「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
堂道秀明	○	堂道秀明氏は、外務省、独立行政法人国際協力機構を経て、2016年10月から2019年1月までホテルマネージメントインターナショナル株式会社の専務執行役員に就任していました。当社グループは、同社傘下のグランドホテル浜松の施設の利用等をしていますが、これらの取引は、ホテルマネージメントインターナショナル株式会社がグランドホテル浜松の事業運営を承継した2014年2月以前(同氏が同社の専務執行役員に就任する以前)から続いているものです。また、直近事業年度における当社グループからの年間支払額は、同社グループの年間売上高の0.3%未満、当社グループの連結売上高の0.1%未満であり、同氏の独立性に問題はないと判断しています。	<選任の理由> 当社グループの主力市場であるインドにおける特命全権大使等の要職を歴任され、外交官としての豊富な国際経験と世界情勢に関する高い見識を有しています。また、世界規模で環境・社会等の様々な課題に取り組まれました。かかる経験と知見に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。 <独立役員に指定した理由> 東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた当社の「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
加藤百合子	○	加藤百合子氏は、株式会社エムスクエア・ラボ及びそのグループ会社であるやさいパス株式会社の代表取締役です。同社グループは当社連結子会社から機械及び野菜を購入していますが、直近事業年度における当社連結子会社への年間支払額は1,400万円程度です。その他、当社と株式会社エムスクエア・ラボは、農業用の電動運搬車の共同開発を行っておりますが、実費は双方が自己負担することとなっており、売上や支払いは発生しません。以上から、同氏の独立性に問題はないと判断しています。なお、当社連結子会社から株式会社エムスクエア・ラボに500万円の出資をしておりましたが、2020年12月に出資関係を解消しました。	<選任の理由> 民間企業において、また、個人事業主として産業用機械・ロボットの研究開発に携わった後、持続可能な社会づくりへの貢献を目指して会社を創業され、農業従事者の減少・高齢化等の社会問題を解決すべく、農業用機械・ロボットの開発、農産物の物流効率化、農業を通じた人材育成等に積極的に取り組まれています。かかる経験と知見に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。 <独立役員に指定した理由> 東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた当社の「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	人事・報酬等委員会	5	0	2	3	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	人事・報酬等委員会	5	0	2	3	0	0	社内取 締役

補足説明	更新
------	----

取締役及び監査役候補者の選任や取締役の報酬の決定における透明性及び客観性の向上を目的に、任意の委員会として、委員の過半数を社外取締役とする人事・報酬等委員会を設置しています。

人事・報酬等委員会では、取締役及び監査役候補者の選任基準、候補者の適正性、及び取締役の報酬体系・報酬水準の妥当性等を審議し、取締役会は、その結果を踏まえて決定することとしています。また、一部の事項は人事・報酬等委員会に決定を委任します。

なお、上級の執行役員の選任や執行役員の報酬体系につきましても、人事・報酬等委員会の審議の結果を踏まえて取締役会で決定しています。

同委員会は、必要の都度開催することとしており、開催頻度は年度によって異なります。なお、人事・報酬等委員会は、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っています。

本報告書提出日時点の委員会の構成は次のとおりです。

委員：

代表取締役社長 鈴木俊宏(委員長)、代表取締役技監 本田 治、社外取締役 川村 修、社外取締役 堂道秀明、社外取締役 加藤百合子

オブザーバー：

社外監査役 田中範雄、社外監査役 荒木信幸、社外監査役 長野哲久

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

「2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中範雄	公認会計士													○
荒木信幸	学者													○
長野哲久	弁護士													○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

田中範雄	○	——	<選任の理由> 公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的知見に基づき、当社の社外監査役に就任以来、取締役会等において有益な意見を述べる等、社外監査役としての職務を適切に遂行されており、引き続き中立的かつ客観的な立場から当社の経営の監視・監督を行なっていたため。 <独立役員に指定した理由> 東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた当社の「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
荒木信幸	○	——	<選任の理由> 工学博士としての、また、学術・環境分野をはじめとする要職を歴任された豊富な経験と専門的知見に基づき、当社の社外監査役に就任以来、取締役会等において有益な意見を述べる等、社外監査役としての職務を適切に遂行されており、引き続き中立的かつ客観的な立場から当社の経営の監視・監督を行なっていたため。 <独立役員に指定した理由> 東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた当社の「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
長野哲久	○	——	<選任の理由> 弁護士としての豊富な経験と専門的知見に基づき、当社の社外監査役に就任以来、取締役会等において有益な意見を述べる等、社外監査役としての職務を適切に遂行されており、引き続き中立的かつ客観的な立場から当社の経営の監視・監督を行なっていたため。 <独立役員に指定した理由> 東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた当社の「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しています。
なお、社外役員を選任するための独立性については、東京証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」を踏まえて定めた次の「社外役員の独立性基準」に基づいて判断しています。

<社外役員の独立性基準>

当社の社外取締役及び社外監査役については、その独立性を確保するために、以下に該当する場合は、候補者として選定しない。

1. 当社及び当社の子会社（以下、当社グループという。）の関係者
 - (1) 社外取締役については、現在又は過去において、当社グループの業務執行者（ 1 ）である者、又はあった者
 - (2) 社外監査役については、現在又は過去において、当社グループの取締役、執行役員又は使用人である者、又はあった者
 - (3) 当社グループの現在の取締役又は執行役員の配偶者又は二親等内の親族
2. 取引先、大株主等の関係者
 - (1) 次のいずれかの業務執行者である者
 - 1) 当社グループを主要な取引先とする企業（ 3 ）
 - 2) 当社グループの主要な取引先（ 3 ）
 - 3) 当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主
 - 4) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を保有する企業
 - (2) 現在又は過去5年間に、当社グループの会計監査人の代表社員又は社員である者、又はあった者
 - (3) 当社グループから役員報酬以外に多額の報酬を受けている者（ 4 ）
 - (4) 当社グループから多額の寄付を受けている者（ 5 ）
 - (5) 上記(1)から(4)に該当する者の配偶者又は二親等内の親族

（ 1 ）業務執行者：

- 業務執行取締役、執行役、執行役員又は使用人
- (2) 当社グループを主要な取引先とする企業:
過去3年のいずれかの事業年度において、取引先グループの直前事業年度の連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けている取引先グループに属する企業
 - (3) 当社グループの主要な取引先:
過去3年のいずれかの事業年度において、当社グループの直前事業年度の連結売上高の2%以上の支払いや連結総資産の2%以上の融資を当社グループに行っている取引先グループに属する企業
 - (4) 多額の報酬を受けている者:
過去3年のいずれかの事業年度において、年1,000万円以上(団体の場合は年間総収入の2%以上)の報酬を受けているコンサルタント、法律や会計の専門家等
 - (5) 多額の寄付を受けている者:
過去3年のいずれかの事業年度において、年1,000万円以上の寄付を受けている者(団体の場合は寄付の目的となる活動に直接関与する者)

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

[賞与(業績連動報酬)に係る指標、額の決定方法等]

各事業年度の業績向上に対する意識を高め、企業価値の持続的な向上に対するインセンティブとして機能することを目的として、取締役(社外取締役を除く。)に対して支給しているものです。個人別の具体的な支給額は、取締役会であらかじめ定める業績指標に、取締役会であらかじめ定める一定割合及び役位別乗率を乗じることによって算定します。なお、業績指標は会社の収益性の観点から連結営業利益としています。

(補足)

2021年度の取締役の賞与(社外取締役を除きます。)は、以下のとおり、算出します。

1 算定方法

支給額 = 連結営業利益 × 0.020% × 役位別乗率

2 役位別乗率

取締役社長 乗率1.00 (1名)

取締役技監 乗率0.60 (1名)

取締役 乗率0.30 (4名)

(2021年6月25日現在における支給対象取締役の人数です。)

[譲渡制限付株式報酬(非金銭報酬等)の内容]

企業価値の持続的な向上に対するインセンティブとして機能すること、また、株主の皆様とのさらなる価値共有を進めることを目的として、取締役(社外取締役を除く。)に対して交付しているものです。交付対象の取締役は、取締役会決議に基づいて支給される報酬(金銭報酬債権)の全部を現物出資財産として払込むことにより、当社の普通株式の交付を受けます。なお、譲渡制限期間は取締役の地位を退任する日までの間であり、取締役会が正当と認める理由以外での退任等、一定の事由に該当した場合は、交付した株式を当社が無償で取得します。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

連結報酬等の総額が1億円以上である者は、有価証券報告書において個別開示を行っております。有価証券報告書は当社のホームページにも掲載し、公衆の縦覧に供しています。

2020年度に当社が支給した社外取締役を除く取締役6名に対する報酬の総額は457百万円(うち基本報酬219百万円、賞与129百万円、譲渡制限付株式報酬108百万円)です。「業績連動報酬」及び「譲渡制限付株式報酬」は、2020年度に費用計上した額です。

社外取締役5名に対する報酬の総額は34百万円(基本報酬)です。(2020年度中に退任した社外取締役2名を含む。)

なお、代表取締役 鈴木 修に対する報酬等の総額は149百万円(うち基本報酬67百万円、賞与38百万円、譲渡制限付株式報酬43百万円)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

< 取締役の報酬 >

取締役の個人別の報酬等の決定方針(以下、決定方針といいます。)は、委員の過半数を社外取締役とする人事・報酬等委員会に決定方針案の妥当性を諮問し、その答申を踏まえて取締役会の決議で定めています。本報告書提出日現在の決定方針の概要は次のとおりです。

取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、当社の企業価値の持続的な向上に対するインセンティブとして機能するよう、基本報酬、各事業年度の業績に連動する賞与及び中長期的な株価に連動する譲渡制限付株式報酬で構成し、その割合は、概ね基本報酬40%、賞与30%、譲渡制限付株式報酬30%を目安としています。なお、社外取締役の報酬は、その職務に鑑みて基本報酬のみとします。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、職務・職責、他社水準及び従業員給与の水準等を考慮して決定し、支給します。賞与は、連結営業利益に連動する役位別の計算式に基づいて算定し、毎年、一定の時期に支給します。また、譲渡制限付株式報酬は、役位別の基準に基づいて内容を決定し、毎年、一定の時期に交付します。

< 取締役の報酬についての株主総会の決議に関する事項 >

取締役の基本報酬及び社外取締役を除く取締役の賞与は、2017年6月29日開催の第151回定時株主総会において年額7億5,000万円以内(うち、社外取締役分は年額3,600万円以内)と決議いただいています。当該株主総会終了後の取締役の員数は8名(うち、社外取締役2名)です。

また、これとは別枠で、2020年6月26日開催の第154回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬(金銭報酬債権)の総額を年額3億円以内、かつ、交付する株式の総数を年100,000株以内とし、譲渡制限期間は割当を受けた日から取締役の地位を退任する日までの間とする決議をいただいています。当該株主総会終了後の社外取締役を除く取締役の員数は6名です。

< 監査役の報酬 >

監査役の報酬は、基本報酬のみとし、2017年6月29日開催の第151回定時株主総会で年額1億2,000万円以内と決議いただいており、かかる上限内で監査役の協議により決定して支給します。当該株主総会決議後の監査役の員数は5名です。

2020年度に当社が支給した社外監査役を除く監査役2名に対する報酬の総額は56百万円です。社外監査役3名に対する報酬の総額は33百万円です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

[社外取締役]

各社外取締役の連絡担当者を置き、職務を補助しております。情報伝達に関しては、取締役会議案の事前配布、社外取締役から求められる資料を提出することなどを通じて情報提供を行っています。

[社外監査役]

監査役会の専任スタッフ部門として監査役会事務局を設置しております。詳細は「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレートガバナンス体制の概要)」に記載しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
鈴木 修	相談役	若い役員からの相談に応じることで、自身のこれまでの経験を伝える。	常勤 報酬あり	2021/6/25	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新

1 名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

[取締役体制]

当社は、2006年6月に、機動的な業務執行と責任体制の明確化を図るために執行役員制度を導入したことに伴い取締役の数を29名から14名に減員し、その後も取締役会における意思決定のスピードアップのために更なる構成のスリム化を図っています。また、経営監督機能を強化するとともに、それぞれの豊富な経験及び専門的な知見並びに多様な視点に基づき当社の経営に対して有益な助言・指摘等をいただくために、2012年6月から2名、2020年6月からは3名の社外取締役を選任しています。

取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しており、経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会から取締役会に授權された事項その他法令や定款に定める事項について、法令遵守・企業倫理の観点も含めた十分な議論のうえで意思決定を行うとともに、重要な業務執行に関する報告を適宜受けることにより、監督の強化を図っています。

取締役会は、鈴木俊宏(議長)、本田 治、長尾正彦、鈴木敏明、齊藤欽司、山下幸宏、川村 修(社外取締役)、堂道秀明(社外取締役)、加藤百合子(社外取締役)の9名で構成されています。

[監査役監査]

監査役監査の組織、人員及び手続:

監査役会は、常勤監査役として豊田泰輔及び笠井公人、社外監査役として田中範雄、荒木信幸、及び長野哲久の5名で構成されています。

なお、常勤監査役 豊田泰輔氏は財務部門及び監査部門における豊富な業務経験から、また、監査役 田中範雄氏は公認会計士としての豊富な

経験から、両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。監査役 長野哲久氏は弁護士として法律に関し、常勤監査役 笠井公人氏及び監査役 荒木信幸氏は技術・環境等の分野に関して、相当程度の知見を有しています。

また、監査役の職務を補助するため、取締役等の指揮命令系統から独立した専任のスタッフ部門として監査役会事務局を設置しており、その人数は3名で経理・財務、監査、海外駐在、技術部門等の経験・知見があります。

監査役監査の手続については、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、株主総会後に策定する監査方針及び職務の分担等に従い、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議への出席、稟議書・議事録等の閲覧、取締役及び使用人等からの業務の状況についての報告・聴取等により、会社の適正な経営の遂行について監査を行い、監査役として意見を伝えています。また、内部監査部門である監査本部が立案した監査計画や監査テーマ及び監査本部で行った業務監査の結果について内容を確認し議論しています。

監査役及び監査役会の活動状況：

当社は監査役会を原則月1回、平均所要時間は1回あたり3時間強で開催しています。2020年度において監査役会を合計13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

常勤監査役	杉本豊和	全13回中13回
常勤監査役	笠井公人	全13回中13回
社外監査役	田中範雄	全13回中13回
社外監査役	荒木信幸	全13回中13回
社外監査役	長野哲久	全13回中13回

常勤監査役は、能動的・積極的に権限を行使して、取締役会のほか、重要な会議において適切に意見を述べています。重要な会議としては、常勤取締役会議、経営報告会、月次報告会、稟議審議会、商品計画会議等があります。そのほか、オブザーバーとして、人事・報酬等諮問委員会(2020年度における名称)、検査改革委員会、コーポレートガバナンス委員会、品質対策委員会、環境委員会に参加し、必要に応じて意見を述べています。

また、重要な決裁書類等の閲覧及び経営陣幹部の職務遂行面の監査等を実施し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社等については、事業報告を受けるとともに、経営資料等を取り寄せ、業務及び財産の状況等の調査を行い、テレビ会議等による子会社幹部との協議を通して、経営における改善提案をしました。さらに、内部監査部門である監査本部より、本社、主要な事業所及び子会社に対し実施した監査報告を受け、意見を伝えるとともに、財務報告に係る内部統制報告制度における活動状況について確認しました。

社外監査役は、取締役会、監査役会、経営・業務執行に関する各種会議にも適宜出席し、必要に応じて意見を述べているほか、代表取締役との意見交換を行っています。また全員が、2020年度では取締役会の諮問機関である人事・報酬等諮問委員会の委員、本報告書提出日時点では人事・報酬等委員会のオブザーバーとなっています。

以上により、監査役会においては、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、協議をするとともに情報の共有に努めました。さらに、会計監査人から、監査計画の報告、四半期レビューの結果報告及び年度監査の実施状況等について、定期的に報告を受けるほか、会計監査への立会等を通じて監査の実施状況を把握するとともに、監査法人としての監査の品質管理に対する取組みについても報告を受けるなど、適宜意見交換・情報共有を行い、連携の強化に努めています。なお、「監査上の主要な検討事項(KAM)」については、複数回、協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

[経営会議、その他の経営・業務執行に関する各種会議]

経営上の重要課題・対策を迅速に審議、決定するために、業務執行取締役及び審議事項に関わる部門責任者(執行役員・本部長)等並びにオブザーバーとして監査役が出席する経営会議と、取締役・監査役・執行役員・本部長が出席して経営・業務執行に関する情報を報告・共有する会議を定期的かつ必要に応じて随時開催しています。

また、業務計画等の審議や月次の業況報告等を行う各種会議を定期的かつ必要に応じて随時開催し、的確な計画の立案や早期の課題抽出や業務執行状況の把握ができるようにしています。

これらにより、取締役会における意思決定や業務執行の監督の効率性を高めています。

[人事・報酬等委員会]

「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の「任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性」に記載しております。

[コーポレートガバナンス委員会]

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、コンプライアンスの徹底やリスク管理等に関する事項を検討し、対策や施策の実行を推進するコーポレートガバナンス委員会を設置しています。また、同委員会は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づく財務報告に係る内部統制の有効性評価結果の検証を行っています。

各本部長を委員とし、オブザーバーとして監査役1名が出席しています。

[内部監査]

内部監査の組織、人員：

社長直轄の組織として、会社業務の各分野に精通した54名(2021年3月31日現在)のスタッフが監査計画に基づいて、定期的に当社各部門並びに国内・海外の関係会社の業務監査を実施しています。

内部監査の手続及び内部統制部門との関係：

業務監査においては、業務全般の適正性や効率性、法令及び社内ルールの遵守状況、資産の管理・保全状況等の内部統制の整備・運用状況を、現場及びリモートによる監査や書面調査などで確認しています。業務監査の結果は、監査の都度、指摘事項の改善案とともに社長、関係部門責任者及び常勤監査役に報告し、かつ半期に一度、取締役会で報告しています。改善については、完了するまで助言・指導を行い、問題点の早期是正に努めています。

また、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づく財務報告に係る内部統制の有効性評価についてはコーポレートガバナンス委員会のもと実施し、その結果をコーポレートガバナンス委員会から取締役会、監査役会へ報告しています。

なお、内部監査部門を有する子会社に対しては、それら内部監査部門の活動状況を確認するとともに、監査計画や監査結果の報告を受け、必要に応じて助言・指導を行っています。

会計監査人との相互連携：

会計監査人とも相互に監査結果を随時共有し、定期的に意見交換会を実施することで情報共有、意思の疎通を図り、緊密な連携を維持しています。

[会計監査]

当社の会計監査については、清明監査法人を選任しております。2020年度に当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、今村 了、西川浩司、及び今村 敬の3名であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、会計士試験合格者6名その他6名です。監査継続期間は1967

年以降です。

[責任限定契約の内容]

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を基礎として、独立性の高い社外取締役を選任すること、取締役候補者の選任や報酬等に関する任意の委員会を設置すること等により、ガバナンス体制の向上を図ることができると考え、現状の体制を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年、定時株主総会の招集通知は、5月末に発送しております。2021年6月25日に開催した第155回定時株主総会の招集通知は、2021年5月31日に発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	2008年6月27日に開催した第142 回定時株主総会より、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことにより、インターネットによる議決権行使を可能としました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2008年6月27日に開催した第142 回定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームにおける議決権行使を可能としました。
招集通知(要約)の英文での提供	議決権行使プラットフォーム、東京証券取引所ホームページ、及び当社ホームページにおいて提供しています。
その他	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、会場を収容人数の大きいグランドホテル浜松で開催するとともに、最寄駅のJR 浜松駅より送迎バスを運行しています。また、ご出席いただいた株主の皆様が、会社からの報告事項等の説明をより一層ご理解いただけるよう、映像による説明を行っています。なお、2008 年6 月27 日に開催した第142 回定時株主総会より、株主総会終了後に、ご出席いただいた株主様を対象に、当社をよりご理解していただくため、「スズキ歴史館」の見学会を開催しています。 但し、今年はコロナウイルス感染拡大の影響により送迎バスの運行及び「スズキ歴史館」の見学会の開催は行いませんでした。 なお、今年の株主総会はインターネットによるライブ配信を実施しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRサイトにて、当社のディスクロージャーの基本的な考え方、適時開示に係る社内体制、株主との建設的な対話等について開示しています。 < 日本語 > http://www.suzuki.co.jp/ir/home/pdf/disclosurepolicy.pdf < 英 語 > http://www.globalsuzuki.com/ir/home/pdf/disclosurePolicy.pdf	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社と共同で、担当役員またはIR担当者による個人投資家向け説明会を開催しております。その他に証券会社の営業社員向け説明会についても随時、実施しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役または担当役員による決算説明会を四半期毎に開催するとともに、2021年2月には中期経営計画説明会を開催しました。その他にも、新車発表会へのアナリストの招請等も随時、実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	担当役員による海外投資家向けIRカンファレンス等へ参加しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信・決算参考資料、投資家向け決算説明会資料、有価証券報告書、アニュアルレポート、事業報告書、CSR・環境レポート等の資料の他、IRニュース、IRカレンダー、株式・格付等の各種IR情報を掲載しています。 なお、機関投資家向けミーティング資料につきましては公平開示の観点からIRサイトにて一般に公開しています。 また、海外向けIRページで同等の情報を英語にて掲載しています。 < 日本語 > http://www.suzuki.co.jp/ir/index.html < 英 語 > http://www.globalsuzuki.com/ir/index.html	

IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署については、経営企画室に、本社でのIR窓口として経営管理・IR・原価管理部、及び東京でのIR窓口として東京IR課、ならびに決算短信等の開示資料作成部門として財務本部に財務部経理課を設置しています。
その他	多数の証券アナリスト、機関投資家、研究所、官庁の皆様の取材に応じております。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、電話、Web会議等を活用した取材にも対応しています。 2012年3月期より、「東証英文資料配信サービス」において、決算短信及び適時開示を英文で提供しています。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	各ステークホルダーに対する取組みは「スズキCSR・環境レポート」に記載しています。「スズキCSR・環境レポート」は当社のホームページでご覧いただけます。 < 日本語 > http://www.suzuki.co.jp/corporate/csr_environment/ < 英 語 > http://www.globalsuzuki.com/corporate/environmental/index.html
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の環境への取り組みとCSRに対する考え方や活動内容をまとめた「スズキCSR・環境レポート」を発行しています。「スズキCSR・環境レポート」は当社のホームページでご覧いただけます。 < 日本語 > http://www.suzuki.co.jp/corporate/csr_environment/ < 英 語 > http://www.globalsuzuki.com/corporate/environmental/index.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーや社会から一層のご信頼をいただけるよう、法令や規則が定める情報の迅速、正確かつ公平な開示を行うほか、当社をよりご理解いただくために有益と判断する情報の積極的な開示にも努め、企業の透明性をさらに高めてまいります。
その他	[女性の活躍推進・取組みについて] 当社では、従来より、社員が働きやすく、働きがいのある職場づくりとして職場環境の整備を進めてきました。今後、育児と仕事の両立支援体制の整備や女性の登用をこれまで以上に促進していくことで、積極的に女性の活躍を支援していきます。 [育児と仕事の両立支援体制] ・育児短時間勤務について、法定3歳までのところ、小学校3年生までを対象。 ・育児短時間勤務者について、構内指定駐車場を用意し、通勤に要する時間を短縮。 ・看護休暇について、時間単位での取得が可能。 ・両立支援制度についての情報提供や先輩社員や休職者同士の交流の場として、育児休職者とその配偶者を対象とした懇親会を定期開催し、スムーズな職場復帰を支援。 [女性の登用] 「2025年の女性役職者数を2015年度の3倍にする」ことを目標として設定。 [女性社員の人材育成強化の取組み] ・入社年次別研修や階層別研修にて、キャリアプラン等を相談できる個別人事面談の実施。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社取締役会は、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)に関する基本方針を、以下のとおり決議しています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、当社及び当社の連結子会社(以下「スズキグループ」)の役員及び従業員が健全に職務を遂行するための「スズキグループ行動指針」を制定し、その周知・徹底の状況を監督する。
 - (2) 取締役会の下に、経営企画担当役員を委員長とするコーポレートガバナンス委員会を設置する。コーポレートガバナンス委員会は、コンプライアンスの徹底に関する施策を展開し、また、関係部門との連携により組織横断的な課題への取組みを推進する。
 - (3) 各本部長は、所管部門の業務分掌を明確に定めるとともに、所管業務に関連する法令等の遵守、承認・決裁手続、他部門による確認手続の定めを含む業務規程・マニュアル類を整備して関係者に周知・徹底する。
 - (4) 人事部門は、経営企画部門、法務部門、技術部門をはじめ関係各部門と協力して役員及び従業員に対するコンプライアンス研修や個別の法令等の研修を継続的に実施する。
 - (5) スズキグループの役員や従業員が、通報をしたことにより不利益な取扱いを受けることなく法令違反等やその可能性を通報できる内部通報窓口(スズキグループ・リスクマネジメント・ホットライン)を当社内外に設置し、未然防止や早期是正を図る。
経営企画部門は、内部通報制度の周知に努め、利用の促進を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録その他取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び社内規程に基づいて各担当部門が保管・管理し、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧できるようにする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 経営上の重要な事項は、審議基準に基づいて取締役会、経営会議、稟議制度等により、リスクを審議・評価したうえで意思決定を行う。
 - (2) 各本部長は、所管業務において想定されるリスクの発生の未然防止や、発生した場合の対応手続の定めを含む業務規程・マニュアル類を整備して関係者に周知・徹底する。
 - (3) 大規模災害の発生に備え、行動マニュアルや事業継続計画の策定や訓練を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 経営上の重要な事項は、経営会議等において事前審議を行う。
 - (2) 取締役会は、執行役員及び本部長の職務執行に関する責任を明確にし、その執行を監督する。
 - (3) 取締役会は、取締役会や経営会議等で決定した事項の執行状況について、その業務の執行責任者から適宜報告を受け、必要な指示を行う。
 - (4) 取締役会は、連結子会社を含む中期経営計画を策定し、各事業部門長がその計画を達成するために定める事業年度の業務計画の進捗状況を定期的に検証する。
 - (5) 社長直轄の内部監査部門は、この基本方針に基づく内部統制の整備・運用状況を定期的に監査し、その結果を取締役に報告する。
取締役会は、必要に応じて執行役員や本部長等を取締役会に出席させ、内部監査や内部通報等で判明した問題についての説明・報告を求め、是正の指示をし、その結果の報告を求める。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 取締役会は、連結子会社を含む中期経営計画を策定し、各子会社の社長はその計画を達成するための事業年度の業務計画を定める。
 - (2) 当社は、子会社管理に関する規程を定め、各子会社の管理を所管する部門を明確にし、子会社から業績の定期的な報告や規程に定める事項の報告を受ける。また、子会社の経営に関する重要事項については事前に当社の承認を得ることとする。
 - (3) コーポレートガバナンス委員会は、連結子会社を含むコンプライアンスの徹底やリスク管理に関する施策を子会社の社長に展開し、関係部門との連携により必要な支援を行う。
社長直轄の内部監査部門は、子会社の監査により「スズキグループ行動指針」の周知・徹底、コンプライアンスやリスク管理の状況、内部通報制度の整備の状況を定期的に監査し、その結果を取締役に報告する。
取締役会は、必要に応じて子会社の社長等を取締役会に出席させ、内部監査や内部通報等で判明した問題についての説明・報告を求め、是正の指示をし、その結果の報告を求める。
 - (4) 経営企画部門は、子会社に対してスズキグループ・リスクマネジメント・ホットラインの周知を図り、子会社の役員及び従業員が法令違反等やその可能性のある問題を当社に直接通報できるようにする。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当社は、監査役会事務局を設置し、監査役の指揮命令の下で職務を遂行する監査役専任のスタッフを置く。
 - (2) 監査役会が指名する監査役はいつでも補助者の変更を請求することができ、取締役は、正当な理由がない限り、その請求を拒否しない。
 - (3) 監査役会事務局のスタッフの人事異動・処遇・懲罰等は監査役会が指名する監査役の同意を要し、人事考課は監査役会が指名する監査役が行う。
7. 監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、取締役会以外にも、経営会議その他の重要な会議や各種委員会に出席して質問をし、意見を述べることができる。
 - (2) 稟議書その他の重要書類を監査役に回覧する他、取締役会、各部門及び子会社の社長は、監査役の要請に応じて必要な情報を提出し、事業や業務の状況を報告する。
 - (3) 取締役は、スズキグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
 - (4) 社長直轄の内部監査部門は、監査の結果を監査役会に報告する。
 - (5) スズキグループ・リスクマネジメント・ホットラインの窓口の一つを監査役とする。また、監査役以外の内部通報窓口への通報状況を監査役に定期的に報告する。
 - (6) 当社は、監査役に報告をした者に不利益な取扱いをせず、子会社に対してもこれを求める。
8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い、償還の手続その他職務の執行について生ずる費用や債務の処理に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。また、監査役がその職務の執行について費用の前払い等の請求をしたときは、速やかにこれを処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社の費用負担において、必要に応じて弁護士等の外部専門家から助言等を受けることができる。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

当期における業務の適正を確保するための体制の基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

[コンプライアンスに関する取り組み]

- ・2016年の燃費・排出ガス試験問題及び2018年の完成検査問題の再発防止策の実施状況を取締役会で確認しています。また、検査改革委員会ではその一つ一つの取組みについて審議するとともに、必要に応じて、現場での実地確認を行っています。
- ・スズキグループの内部通報制度「スズキグループ・リスクマネジメント・ホットライン」の周知徹底を教育・研修や啓発ポスターの全職場での掲示等により継続的にを行い、コンプライアンス問題の早期把握と適切な対処に努めています。
- ・コーポレートガバナンス委員会は、「コンプライアンス・ハンドブック」の配布及び活用促進をはじめとした従業員のコンプライアンス意識の啓発や個別の法令遵守のための注意喚起を全社に向けて行うとともに、コンプライアンス事案が生じた場合は、都度これを審議して必要な措置を講じ、その内容は適宜取締役及び監査役に報告しています。

[リスク管理に関する取り組み]

- ・各部門で発生又は認識した問題は、緊急性や重要度に応じて、経営会議やコーポレートガバナンス委員会で速やかに審議して解決につなげる体制を構築しています。製品の品質、認証、完成検査等に関する問題、新型コロナウイルスや部品・原材料不足の問題等による事業への影響を迅速に把握して必要な経営判断を下すべく、経営会議において各本部より懸念される影響と対策を週次で確認しています。
- ・2020年3月に設置した「新型コロナウイルス感染症対策本部」を中心に、国内外の各拠点と情報を密に交換しながら、テレワークの推進、時差出勤、職場や食堂内でのソーシャルディスタンスの確保、行動基準の制定及び周知等、スズキグループの従業員の感染防止を徹底しています。また、販売現場では直接お客様と対面しない接客方法や販売方式を採用し、お客様の感染リスクの低減にも取り組んでいます。
- ・品質問題への対応の長期化によりお客様に多大なご迷惑をお掛けし対策費用も増大する事態を回避するため、迅速な原因究明と対策を行う体制の強化に取り組んでおり、週次及び月次の経営会議等で品質問題の最新状況を常に把握するようにしています。なお、リコール等の市場措置については、関係する役員、本部長、部長等で構成する品質対策委員会で審議のうえ決定しています。
- ・個人情報や秘密情報を適切に管理するため、製品セキュリティを含む情報セキュリティ全般について、「スズキ情報セキュリティ基本方針」に基づき、コーポレートガバナンス委員会の下に情報セキュリティ責任者会議を設け、スズキグループの情報セキュリティ対策活動を推進しています。
- ・各部門の業務についての社内規程の整備を継続的に進めており、効率的かつ法令等に則って適正に業務が運営される体制の強化に努めています。なお、毎年定期的に、全社一斉に各業務の適正性を再確認し、必要な改善を図る機会を設けています。
- ・当社の「お取引先様CSRガイドライン」に則って、お取引先様と一体となって法令遵守のもと、安全及び品質を第一とし、人権、労働や環境等の社会的責任を果たすことに取り組んでいます。
- ・自然災害への対策の一環として、南海トラフ巨大地震を想定した事業継続計画(BCP)を策定して、これに基づき必要な手元資金、借入枠の確保をしています。また、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大による影響が不透明な中、グループ事業資金リスクを勘案し、新たに銀行借入による資金調達を実行しました。

[取締役の職務の執行の効率化に関する取り組み]

- ・経営上の重要な事項については、代表取締役及び関係役員等が出席する経営会議において事前に審議をしたうえで取締役会に諮ることであり、取締役会における意思決定の効率化を図っています。また、経営に関する重要な議題の審議に十分な時間を充てることができるように取締役会のスケジュールを設定するとともに、会議資料の早期配布を図りながら運営しています。
- ・新たな経営上の課題に対してもその執行責任者を都度明確にし、必要な指示を行っています。
- ・稟議制度等により取締役及び執行役員への個別案件の決定を委任すること、月次で各部門の業務執行状況や計画進捗状況等の報告を受けること、経営上の重要課題・対策を迅速に審議、決定するために代表取締役及び関係役員等が出席する経営会議を定期的、あるいは必要に応じて随時開催すること等により、取締役会における意思決定の効率化を図っています。
- ・内部監査部門は、この基本方針に基づく内部統制の整備・運用状況を定期的に監査し、その結果を取締役会に報告しています。

[当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み]

- ・関係会社業務管理規程に従って、同規程に定められた当社における各子会社の管理担当部門が、子会社から定期的な業況報告や規程に定める事項の報告を受けるとともに、重要事項については事前に当社の承認を得よう、子会社を管理、監督しています。
- ・スズキグループの内部通報制度を整備し、子会社における問題の早期の把握・是正に努めています。
- ・会社業務の各分野に精通した人員を配置した内部監査部門が監査計画に基づいて、定期的に当社各部門並びに国内・海外の子会社の業務全般の適正性や効率性、法令及び社内ルールへの遵守状況、資産の管理・保全状況等の内部統制の整備・運用状況を、現場及びリモートによる監査や書面調査などで確認し、その結果は監査の都度、社長及び関係役員に報告し、かつ半期に一度、取締役会で報告するとともに、被監査部門や被監査子会社に対しては、監査結果に基づき、改善が完了するまで助言・指導を行っています。また、内部監査部門を有する子会社に対しては、それら内部監査部門の活動状況を確認するとともに、監査計画や監査結果の報告を受け、必要に応じて助言・指導を行っています。

[監査役監査に関する取り組み]

- ・取締役等の指揮命令系統から独立した専任のスタッフ部門である監査役会事務局を設置し、監査役の職務を補助する体制としています。なお、監査役会事務局のスタッフの人事考課は監査役会が指名する監査役が行い、その人事異動等についてもあらかじめ監査役会が指名する監査役の同意を得て実施するようにしています。
- ・監査役が取締役会のほか、経営会議、コーポレートガバナンス委員会、検査改革委員会、その他の経営・業務執行に関する各種会議に出席することにより、意思決定過程の確認及び必要な報告を受け、自身の意見を述べるようにしています。
- ・当社及び子会社の業務執行に関する決裁書類等は監査役に供するとともに、必要に応じて事業や業務の状況説明を行っています。
- ・内部監査部門が監査結果を監査役に適宜報告し、監査役が内部監査部門との相互連携により効率的な監査を実施できるようにしています。
- ・スズキグループの内部通報制度では、監査役への通報ルートも設けるとともに、監査役以外の窓口への通報についても全件速やかに監査役に報告し、社内の様々な問題に関する情報を監査役と共有するようにしています。
- ・監査役の職務の執行のための費用は独立して予算化され、適切に処理されています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「スズキグループ行動指針」において、スズキグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係は一切遮断することを徹底すること、また、各従業員は、反社会的勢力及び団体から不当な要求を受けた場合、勝手な判断でこれに応じず、上司や会社の関係部門に報告・相談することを掲げて、周知徹底しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程等に従って、正確・公平かつ迅速な情報開示を行っています。さらに、当社グループを理解していただくための有用な情報につきましても、積極的な開示に努めています。

また、当社は、「インサイダー取引管理規程」を定め、重要事実の適時開示に係る社内体制を構築するとともに、適時開示情報の秘密保持の徹底及びインサイダー取引の未然防止に努めています。

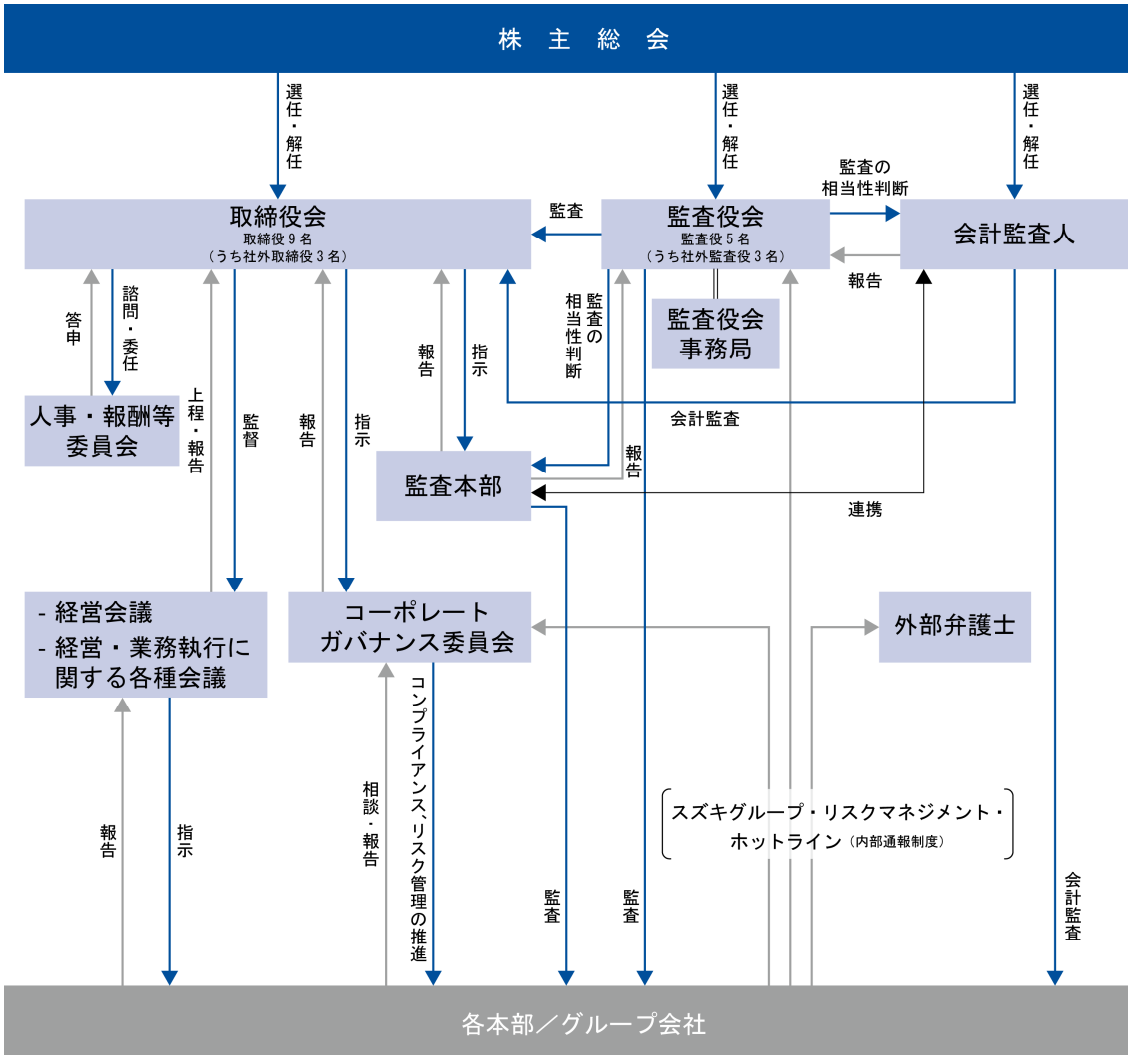
2. 適時開示に係る社内体制

・適時開示義務に該当する可能性のあるスズキグループ各部門の情報は、当社内部情報管理責任者が収集・一元管理を行います。

・適時開示の要否は、当社内部情報管理責任者を中心に、有価証券上場規程等に基づいて判断します。

・当社内部情報管理責任者は、遅滞なく代表取締役へ報告し、決定事実及び決算情報については取締役会もしくは経営会議等にて決議・承認後、発生事実については経営会議等に報告後、速やかに情報開示担当部門より適時開示を行います。

コーポレートガバナンス体制



適時開示体制の概要

